

知多市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 1 4 号

知多市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知多市国民健康保険税条例（昭和 4 5 年知多市条例第 5 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の知多市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.1</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,500円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,300円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.85</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割

改正後	改正前
額) 第7条の2 (略) (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7, 300円</u> (2) 特定世帯 <u>3, 650円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5, 475円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2. 2</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11, 100円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5, 500円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略)	額) 第7条の2 (略) (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7, 200円</u> (2) 特定世帯 <u>3, 600円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5, 400円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2. 1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10, 800円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7, 200円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略)

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>22,050円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,910円</u> エ (略) (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,110円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,555円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,833円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,770円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,850円</u> (2) (略)	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>18,200円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,420円</u> エ (略) (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,040円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,520円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,780円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,560円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,040円</u> (2) (略)

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>15,750円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,650円</u> エ (略) (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,650円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,825円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,738円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,550円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,750円</u> (3) (略)	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,000円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,300円</u> エ (略) (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,600円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,800円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,700円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,400円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,600円</u> (3) (略)

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,300円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,260円</u> エ (略) (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,460円</u> (イ) 特定世帯 <u>730円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,095円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,220円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,100円</u> 2 (略)	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,200円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,120円</u> エ (略) (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,440円</u> (イ) 特定世帯 <u>720円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,080円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,160円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,440円</u> 2 (略)

改正後	改正前
(1) (略) ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 7 2 5 円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 8 7 5 円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1 2, 6 0 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1 5, 7 5 0 円</u> (2) (略) ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 6 9 5 円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 8 2 5 円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 5 2 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 6 5 0 円</u> 3 (略)	(1) (略) ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 9 0 0 円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 5 0 0 円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1 0, 4 0 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1 3, 0 0 0 円</u> (2) (略) ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 5 9 0 円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 6 5 0 円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 2 4 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 3 0 0 円</u> 3 (略)